平成２６年（フ）第１１号
兵庫県豊岡市大磯町５番12号
債務者　株式会社田中バスケツト工芸
代表者代表取締役　田中　耕一
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　和茂
4　破産債権の届出期間　平成26年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第６７号
群馬県藤岡市岡之郷1360番地１　マイトリーヒルＡ201号
債務者　塩谷　達也
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　一慶
4　破産債権の届出期間　平成26年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第６８号
群馬県藤岡市岡之郷1360番地１　マイトリーヒルＡ201号
債務者　塩谷　春奈
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　一慶
4　破産債権の届出期間　平成26年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第６２９号
神奈川県平塚市榎木町３番14―202号　メゾンエトワールⅡ
債務者　前田　晃宏
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪之上克巳
4　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第８９号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上374―１　ライオンズマンション湯河原第２―301、住民票上の住所神奈川県足柄下郡湯河原町中央１丁目10番地10
債務者　春田　一朗
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　琢磨
4　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第９８号
神奈川県秦野市堀西371番地の５　レオパレス雪月花103号
債務者　岩田　法恵
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　大輔
4　破産債権の届出期間　平成26年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１１５号
岡山市北区小山232番地
債務者　淺野　一美
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　哲也
4　破産債権の届出期間　平成26年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２号
鹿児島県鹿児島市永吉３丁目１番30―307号
債務者　仙田アキヨ
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松比良　剛
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１９号
山口県防府市石が口１丁目５番25号
債務者　星尾　謙治
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　武志
4　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６号
青森県八戸市下長３丁目19番29号　メゾンドウエスト201号、前住所青森県八戸市松ケ丘10番地10
債務者　河原　俊男
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　薫
4　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
岩手県奥州市水沢区字川端２番地１　アーバン21Ｂ号棟、前住所岩手県奥州市江刺区愛宕字池向361番地
債務者　岩渕真由美
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　亜希
4　破産債権の届出期間　平成26年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第２３号
岩手県奥州市胆沢区小山字北長檀68番地27
債務者　佐藤　里志
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　亜希
4　破産債権の届出期間　平成26年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第１９号
愛知県西尾市住崎２丁目78番地　ドエル３・１・１棟102号室
債務者　尾崎　邦子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　祐介
4　破産債権の届出期間　平成26年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
宮城県東松島市大曲字横沼30番地３
債務者　大槻　武司
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白根澤俊夫
4　破産債権の届出期間　平成26年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係